

(保健福祉部、子ども未来部、環境部 入室)

1 付託事件審査

午前10時04分開議

○委員長(日角 邦夫) おはようございます。開会前ですが佐古委員が所用のため欠席いたしますので、お知らせいたします。それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の議題の確認ですが、お手元に配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、1の付託事件審査でございますが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) よろしいですか。異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、まず議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案11件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。はい、北原委員。

○北原 善通委員 おはようございます。水痘ワクチンの歳出補正予算についても、定期予防接種費が5,707万5,000円。これ委託料ですね。中央病院に委託して何か迷惑かけたようなこともありましたけども、この支出内訳についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○子ども未来部母子保健課長(加藤 美子) 水痘ワクチンの補正予算の内訳などについてのお尋ねでございます。このたびの水痘の予防接種は委員、ただいまおっしゃったように医療機関に委託して個別接種として実施する予定となっております。このワクチンでございますが、満1歳から3歳未満のお子さんに2回接種することとなっております。また今年度中に限っては、経過措置として満3歳から5歳未満のお子さんにも1回接種することとなっております。これらの年齢のお子さん全員が所定の回数すべてを年度内に行った場合には延べ9,530件と試算されますけども、実際には既に任意接種として済ませているお子さんがある程度数おりますので、それぞれの年齢層で予想される接種率を乗じました結果、接種される人数、件数は6,122件と試算したものでございます。また、接種1回あたりの単価ですが、ワクチン代として4,500円。それから接種にかかる問診料あるいは注射料などとして、ほかの子供を対象とした予防接種と同様に4,100円。この合計額8,600円に消費税8%相当分を加えまして、単価を9,288円といたしました。最終的には接種延べ件数6,122件に単価の9,288円を乗じまして、合計5,686万2,000円となりますが、これにですね、予約した接種日に発熱等の理由でその日に接種できなかったというお子さんが一定数おりますので、予診だけで終わった分の委託料分21万3,000円を加味しまして、5,707万5,000円の補正予算を要求させていただくものでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 水痘ワクチンが定期予防接種化するという事は、接種費用の全額が公費で負担されると理解してよろしいのでしょうか。

○子ども未来部母子保健課長(加藤 美子) 水痘ワクチンの接種費用の公費負担についてのお尋ねですが、北原委員お見込みのとおり、現在実施している子供を対象としたほかの定期接種と同様に、その年

齢の範囲にあるお子さんであれば、接種費用は全額公費で負担するところでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 公費で負担するということになるのと今まで財政が厳しいのでということと私とかが、いきなりこういうふうな、何か陳情を扱っていた私どもとしてはありがたいような複雑な気持ちで、ありがとうございます。どうして今このタイミングで定期接種化するのか、それから定期接種化された、さらにはどのような背景があったのか。また国、厚生労働省はこれほどどのように考えているのか。これらを踏まえて今回定期接種化される理由、定期接種化に至る経緯を教えてくださいと思います。

○子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） 水痘ワクチンが定期接種化されるに至る経緯、理由などについてのお尋ねでございますが、日本は先進各国にくらべて、公的に接種する予防接種の数が少ないというワクチンギャップという状態がかねてよりありました。こういったことを問題視した国はかねてから厚生科学審議会の予防接種部会等におきまして、予防接種制度の見直しが議論されてきておりまして、この部会におきまして平成24年の5月に予防接種制度の見直しについての提言がなされたところでございます。その提言の内容といたしましては、医学的観点からは、子宮頸がんをはじめとして7つのワクチン、このなかには水ぼうそうも含まれているわけなんですけど、それらの接種を広く接種促進することが望ましいとされておりまして、こういった提言を受けて、平成25年の4月にまずは子宮頸がんヒブと小児用肺炎球菌が定期接種化されたところでございます。ただし、これらの3つのワクチンはそれまでも定期ではなかったんですけど、接種費用を助成するという任意予防接種の助成事業というのを先行的に実施してございましたので、定期接種にするにはさほど支障はなかったわけでございますが、残る4つのワクチンですね、水ぼうそう、おたふく、B型肝炎、成人用の肺炎球菌、これらにつきましては、財政的な裏付けですとか、そういったものが問題になりまして、一気に定期接種ということには至らなかったわけです。ただし、子宮頸がんを含めた3つのワクチンが定期接種化されるときにですね、国の衆参両議院の厚生労働委員会において残る4つのワクチンにおきましても早く結論を出して速やかに定期化接種をするようにという附帯決議がなされておりまして、こういったことを受けてこのたびの水痘ワクチン、それから成人用の肺炎球菌ワクチンの定期接種化に至ったものと認識しております。まだこの7つのワクチンのうち、B型肝炎、それからおたふくかぜがまだ定期接種化に至っておりませんが、これらにつきましても国の審議会等で議論が進められておりますことから、数年のうちに全て定期接種化されるものと見込んでおります。以上でございます。

○北原 善通委員 水痘ワクチン、確かこれだったですね。昭和47年5月15日までに沖縄へ行くときには予防接種義務付けられていたはずだ。1回アメリカに占領されてしまったからね。そのときには確かこれだったね、接種しなければいけなかった。こういう時代がありましたけどもね。今まで水痘ワクチンが定期接種外でいわゆる任意接種だった理由、また本市において公費による助成をしてこなかった経緯、この理由を知りたい。

○子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） 水痘ワクチンが今まで任意接種であった理由などについてのお尋ねでございます。先ほど答弁いたしました厚生科学審議会の予防接種部会から平成24年の5月に予防接種制度の見直しが提言されて、7つのワクチンについては定期接種が必要であるというふうなことがされましたけども、国としてもその接種にかかる財源の確保ですとか、接種費用をどの程度まで持

っていったらいいのかとか、あと対象者をどこに設定するべきか、あるいはワクチンが本当に足りるのかどうかといった、そういった検討に一定の時間を要したものと考えております。本市におきまして、水痘ワクチン接種に対する費用を公費助成してこなかったことにつきましては、先ほど委員もお話ありましたが、第1にやはり財政的な問題といったものがあります。もし任意接種のままで、接種費用を公費負担いたしますと、国からの補助金も地方交付税も全く措置されることなく、全額市費で支出することになりますから、ほかのワクチンも同様に法律として定期接種として位置付けられない以上、市の裁量で接種費用を助成するということはこれまで想定してこなかったものでございます。また、そういった市の単独助成を実施いたしますと、何らかの健康被害が発生した場合、その方は法に基づく救済の対象とはなりません。接種費用がかからないというふうになりますと、接種する方の人数もふえることが予想されます。それだけ定期接種としての救済がなされない健康被害が発生するリスクも伴うところでございまして、こういったことから慎重にならざるを得なかったところでございます。以上でございます。

- 北原 善通委員 水痘ワクチンの接種対象者やその人数などはどのようになっているか、お尋ねします。
- 子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） 水痘ワクチンの対象年齢と接種回数についてのお尋ねですが、対象の年齢は先ほどの答弁と重なりますが、生後1歳から3歳未満のお子さんでこれらのお子さん方には接種回数2回接種いたします。今年度中に1歳になるおさんは一番小さなお子さんで生後6か月からということになりますので対象者数を4,241人と見込んでおります。平成26年度中に限り、経過措置として生後3歳から5歳未満のお子さんにも1回接種することとなっておりますので、こちらにつきましては、対象者数3,549人と見込んでおまして、実数は合計で7,790人と試算しております。以上でございます。
- 北原 善通委員 ずいぶん少なくなったものですね。昭和50年だったら市民体育館つくるときに、7万3,000人子供いてね、そのうちまだ相当いたんですが平成24年の統計書を見ますと、1日4.9人生まれて9.7人死んでいく、こういう格好ですから、こういうふうになっちゃうんですね。そうですか、わかりましたよ。
それから補正予算の内訳が委託料の増となっているけども、すべて予防接種の実施を医療機関に委託してしまうのか、あるいは総合福祉センターなどの公的な施設での集団接種はできないのか、お尋ねします。
- 子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） 水痘ワクチンを医療機関だけで行うことについてのお尋ねですが、国の予防接種実施要領におきまして、予防接種は医師が医療機関で行う個別接種を原則とすることと規定されておりますので、これに従いまして本市の予防接種も乳幼児を対象とした予防接種、BCGを除きまして、すべて医療機関へ委託しております。またここ数年ですと、乳幼児を対象にした定期接種の種類というのは劇的にふえました。接種スケジュールの過密化、それからほかのワクチンとの関連性も含めた接種方法の複雑化が非常に顕著となっておりますことから、接種の誤り——先日もありましたけども、ああいった誤接種事故の発生を防止するためにかかりつけの医師が乳幼児個人ごとの接種内容を綿密に把握することが不可欠となっております。加えまして、接種を円滑にその対象年齢で速やかに進めて行くためには、複数のワクチンを一緒に打つ、同時接種という手法も最近はとられて

おりますので、医療機関における個別接種であればこれが可能となるうえに、市の施設での集団接種を実施いたしますと、実施する日時がある程度限定されまして、個別接種にくらべて接種を受ける方の利便性が著しく低下すること、また医師や看護師などの医療スタッフの確保、またワクチンを保管する保冷庫、冷蔵庫といったものも必要になりますことから、多額の投資が必要となることなどを総合的に考慮した結果、水痘の定期接種もそのほかのワクチンと同様に個別接種で実施するところでございます。以上でございます。

- 北原 善通委員 どうもありがとうございました。これはわかるかどうかな。本市における水痘ワクチンが任意であった期間における接種率はどうなっていたかな。10年あるいは5年ごとにわかれば教えてください。
- 子ども未来部母子保健課長(加藤 美子) 水痘ワクチンの任意接種の接種率についてのお尋ねですが、本市におきましては定期接種あるいは国の接種促進事業により市が接種費用を助成した予防接種以外の通常の任意接種につきましては、接種率等を把握することがなかなか難しいということで把握はしておりません。ただ、国としての水ぼうそうの任意の接種率はここ数年右肩上がりでは上がってきておりまして、おおよそ40%から50%の接種率というふう聞いております。以上でございます。
- 北原 善通委員 水痘ワクチンが定期接種化されることによって、接種率はどの程度に達すると見込んでいるのでしょうか。
- 子ども未来部母子保健課長(加藤 美子) 水痘ワクチンが定期接種となった後の接種率の見込みについてのお尋ねですが、このたびの補正予算におきましては定期接種の対象となる1歳から3歳未満のお子さんで70%から85%。年度内の経過措置の対象者となる3歳から5歳未満のお子さんで30%から50%の接種率と見込んでおります。この数値は既に任意接種として一定数のお子さんが受けているであろうという実態を勘案し、推定したものでございます。今後水ぼうそうのワクチンがルーティンとして実施されるようになりますと集団における感染予防のために必要とされている95%の接種率を目標として周知啓発などに取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。
- 北原 善通委員 アメリカの例など見るとすごい力の入れようですからね、それによってすごい効果があがるということを言っておりますので。ただしね、病気を植え付けるわけですから、この水痘ワクチンにより重い副作用、副反応が起きるのではないかと思うんですけども、これ起きないですか。
- 子ども未来部母子保健課長(加藤 美子) 水痘ワクチンの副反応についてのお尋ねでございます。委員がただいまおっしゃるように、水痘のワクチンは病原性を弱めたウイルスを接種してそれによって抗体を、免疫を獲得するという生ワクチンでございますので、副反応がゼロということは言えません。やはりなにかの副反応は一定数起こるといふふうに捉えております。ただしこの水痘ワクチンは安全性が高い一方で、接種後に得られる免疫が強いといった特徴を持つワクチンでもあります。水痘ワクチンを接種した後の一定の頻度で見られる副反応といたしましては、接種した直後から翌日にかけて湿疹、発疹が出たり、じんましん、発熱などが現れたり、注射した部位が赤くなったり腫れたり、しこりになったりすることがございますが、いずれも数日中に消えるものであり、これらの症例とか発生する頻度というのが水ぼうそうだけが特に高いという統計が出ておりません。以上でございます。
- 北原 善通委員 仮に副作用が起きてしまったときはどういうふうにするんですか。

○子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） ワクチン接種によって副反応が起こった場合の対処方法についてのお尋ねですが、まずは接種を実施した医療機関を受診しまして、副反応と思われる症状の状態ですとか程度を診てもらおうというふうにしていただきたいと思います。それを診て医師がそれを副反応と認めた場合には医療機関から直接厚生労働省へ所定の様式で副反応の報告をするということが義務付けられております。またもし医師が副反応と認めなかった場合でも保護者の方が心配で相談や連絡ということをした場合には本市のほうから北海道を通じて厚生労働省のほうへ報告を上げる体制というふうになっております。以上でございます。

○北原 普通委員 接種後の緊急の相談窓口などは設置してあるのでしょうか。

○子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） ワクチン接種後の緊急の相談窓口についてのお尋ねでございますが、本市においては特にそのような窓口は設置しておりません。先ほどの繰り返しになりますが、そういった副反応と思われる症状が出た場合にはまず一義的には接種を実施した医療機関がその役割を担うものと考えておまして、それも含めての接種業務の委託と考えております。また緊急性はないけれども、接種後の発熱、痛み、違和感などの相談につきましては、私ども子ども未来部母子保健課の職員等が対応しているところでございます。以上でございます。

○北原 普通委員 念には念を入れて聞きますけども、ワクチン接種による健康被害の救済制度などの対応はどのようになっているのか、一応これ最後にしたいと思います。

○子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） ワクチン接種による健康被害救済についてのお尋ねですが、水痘のワクチンをはじめとして、予防接種法に基づく定期接種、これらすべて国の救済制度により救済されるものでございます。まず接種を受けられた方がワクチン接種に起因すると思われる健康被害を受け、医学的な見地から必要があると認めたときは専門の医師、市立函館保健所長らで構成する函館市予防接種健康被害調査委員会に対して、疾病の状況等に関する調査を依頼し調査結果の報告をいただくことになっております。その後その調査結果を厚生労働省に進達し、国の疾病・障害認定審査会において審査を行い、最終的にワクチン接種が健康被害発生の原因であるかどうかについてこの審査会において判断されるものでございます。もし因果関係が認められまして、予防接種の健康被害であると認定された場合にはかかった疾病の状況、あるいは障害の状況、死亡に至った場合など健康被害の程度によって医療費、医療手当、障害年金あるいは死亡一時金、葬祭料などが給付されることとなっております。以上でございます。

○北原 普通委員 どうもありがとうございました。大事な子供のためでございますのでどうか一つ安全に無事に成功するようにお願いいたします。

次に保健福祉部、市立函館保健所ですね、お尋ねしたいと思いますけども、第4款衛生費、定期予防接種費、高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業についてでございますけども、この肺炎球菌ワクチンと聞いたときにですね、はっと思い出した。平成24年の6月議会で副委員長であります池亀睦子委員の質問がこれだったと思った、私は。これはこういう質問だったな——市の助成でできないかと。これに対して保健福祉部長さんはインフルエンザと同じ計算でいくと、1億7,000万円もかかるんですよと、とても今の財政ではそんなことできませんと。だから全道市長会を通じて国に要請してみましようというふうな、まあ全くできないようなそっけないとはいいいませんが、そんな答弁したったね、確かね。

それを思い出してね、これだな、すごいスケジュールだな、こういってみましてね、それでは質問を展開したいと思うんですね。定期予防接種の補正についてですけどもね、肺炎球菌ワクチン、歳出予算の高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業4,478万8,000円の支出。この内訳はどのようになっているのか。また定期予防接種費で予算補正するということはどうですか、接種費用の全額が公費で負担されると理解してよろしいのですかということになりますよね。

- 保健所保健予防課長（長船 法子）** 高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業にかかる補正予算について支出内訳等についてのお尋ねでございますが、定期予防接種の対象となりました高齢者肺炎球菌感染症の予防接種は医療機関に委託しまして10月1日から個別接種として実施する予定となっております、その支出内訳は受託医療機関への委託料として4,261万4,000円。対象者への個別通知の郵送料など事務経費として217万4,000円の合計4,478万8,000円となっております。また1人当たりの接種にかかる単価につきましては、診察料や注射料などの診療報酬単価とワクチンの市中単価を参考に積算いたしまして、7,614円としたところでありますけれども、予防接種法では薬剤費などの実費を徴収することができると規定されておりますことから、ワクチン代相当額として高齢者インフルエンザワクチン同様、4,000円を自己負担していただくことといたしまして、市民税非課税世帯の方につきましては自己負担を免除することとしております。以上です。
- 北原 善通委員** これは今まで任意予防接種だった理由についてですね、他都市では任意接種の費用を公費負担している自治体も見受けられたんですがね、本市においては公費による助成をしてこなかった理由についてお尋ねしてみましよう。
- 保健所保健予防課長（長船 法子）** 本市における公費助成についてのお尋ねでございますが、以前も答弁させていただいたという議員から前段ございましたが、本市では65歳以上の方を対象といたしまして、高齢者インフルエンザの過去3カ年の平均接種率52.8%と同程度の接種率として高齢者肺炎球菌ワクチンの任意予防接種について試算した場合、当時の中核市の平均の助成額が3,000円となっておりますので、その3,000円と助成額を仮定して試算しました事業に要する経費は、当時とちょっと計算式が変わってきている部分もありますが、1億3,000万円という試算となりまして非常に多額の経費が必要となることになっております。また高齢者に対する肺炎球菌ワクチン以外にも、先ほど母子保健課のほうからも答弁ございましたが、早期に定期接種化を求めるワクチンがありましたので、あとまた健康被害が発生した場合に定期接種としての救済がなされないという慎重にならざるを得ない経過もございましたので、本市といたしましては国の財政措置がない中での事業実施は困難であると判断したところであり、全国市長会等を通じ国に十分な財政支援策を講じた定期接種化を要望していたところでございます。以上でございます。
- 北原 善通委員** 1億7,000万円ではなく1億3,000万円だと。具体的な接種方法などについてですね、定期接種化される高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの接種方法などはどのようになっているのか、対象者や人数などその具体的な内容についてもどうなっているのか、お知らせください。
- 保健所保健予防課長（長船 法子）** 具体的な接種方法などについてのお尋ねでございますが、肺炎球菌ワクチンの接種方法といたしましては、接種を希望する対象者の方は電話予約などの上、函館市と契約している医療機関で受けていただき、その内容は筋肉内または皮下注射1回となっております。対象

者は政令によりまして、65歳の方全員と60歳から64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害1級相当の障がいがある方が対象になっておりますが、5年間の経過措置といたしまして、平成26年度から平成30年度までは該当する年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方を5歳刻みで対象とすることとしておりまして、平成26年度今年度に限りまして、101歳以上となる方も全員対象として実施する予定となっております。このため本市における平成26年度接種対象者をすべて合計しますと約2万人となりまして、これに高齢者インフルエンザの過去3カ年の平均接種率52.8%と同程度の接種率として見込みますと被接種者数は1万358人と見込んでおります。ただし今回の定期接種で使用される23価肺炎球菌胸膜ポリサッカライドワクチンというものを過去に自費等で任意で接種した方は再接種の効果などがまだ検証されていないという理由から対象とならないこととなっております。以上でございます。

○北原 善通委員 確か90歳以上、100歳以上も入れて6,000人出てるよね今ね、いるよね。私も昭和34年に親父この病気で亡くしましたけどもね、66歳でしたが。千代田小学校の前に火葬場がありました。そこでしたけどもね、皆さんわかりませんかでしょうけどもね。今、榎本武揚さんの像があるところです。考えられないんですけども、結核さえなければ何歳まで生きるかわからないという時代だったんですよ。まさかがんがあるなんて、がんでいうのはわからなかったでしょ、当時はね。まあありがたいような複雑な心境でございます。

次に予防接種による副反応についてですけどもね、肺炎球菌ワクチンの接種によって重い副作用、副反応があると思うんです。病気にかけるんだからね。病気にかけるんですから。わからない人たちはびっくりすると思うんですよ。その対処について考えてますか。

○保健所保健予防課長（長船 法子） 予防接種による副反応と対応についてのお尋ねでございますが、肺炎球菌ワクチンの臨床試験では呼吸困難や血圧低下、意識障害などの重い副反応は認められておらず、注射部位の痛みですとか発赤、腫れなどの内容が主なものとなっております。こうした副反応をできるだけ未然に防ぐために接種する医療機関に対しましては、当市で作成しました予診票を用いて、接種を希望する方の健康状態などの確認の徹底をお願いしておりますが、それでも予知できない副反応が起り得ますので、その際は接種した医療機関に相談し、症状の診察や治療を受けていただきたいと存じます。厚生労働省への副反応の報告につきましては先ほどの母子保健課の答弁と同様の内容となっております。以上でございます。

○北原 善通委員 これで終わりますけどもね。接種後の緊急の相談窓口などについての設置はあるのでしょうか、先ほどの子ども未来部に投げかけたと同じこととなりますけども。また健康被害の救済制度などの対応についてですね、どのようになっているか、ご説明いただきたいと思います。

○保健所保健予防課長（長船 法子） 予防接種にかかります相談窓口や健康被害救済制度についてのお尋ねでございますが、このたびの定期接種化に伴いまして新たに相談窓口を設置する予定はございませんが、母子保健課同様に接種後の副反応につきましては、夜間ですとか休日であれば、夜間急病センターですとか当番医の診察になることもありますけども、一義的にはまずは接種を受けた医療機関に相談していただきたいと存じます。また本市におきましては高齢者肺炎球菌ワクチンについての相談につきましては保健所保健予防課において対応しております。なお予防接種の健康被害救済制度につきましては

は母子保健課と同様の制度の内容で対応して参りたいと考えております。以上でございます。

○北原 善通委員 函館市もこの間本会議でも申し上げたとおりですね、8月31日までで27万2,228人。だいぶ減ってきておりますので、小さい子供から年寄りまでとにかくこういうことをすることによって、もっともっと長生きしてもらおう。そしてまた子供もふえていってもらわなきゃならないし、これはちょうど今の時期としてもやっぱり早いに越したことはないから、良かったかなと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。ありがとうございます、終わります。

○委員長(日角 邦夫) ほかに御質疑ありませんか。斉藤委員。

○斉藤 佐知子委員 いよいよ平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まるに当たって、今回議案が4、8、9、10、11、12と上がってきております。議案それから提出案件の資料も見せていただいたんですが、本当にわかりにくくて、なかなか理解をするというのが本当に難しいなと思っております。お聞きをしたいと思っております。

もともと、平成27年から始まる国の子ども・子育て支援新制度。内閣府で出している「すくすくジャパン」というところを見ますとですね、地域の子育て支援の量の拡充と質の改善を目指していく。ただそれには、その前提には、消費税10%の、その財源を実施のために充てていくことになりましたみたいにも書いているんですけども、そこはまだはっきりもしていなく、現在は量の拡充だけが優先をされていて、質の改善は先送りになっているというのが現状で、非常に私はこの新制度、非常に問題があるなというふうに思っております。ただ、現実国からそういうふうに言われている以上は、函館市としても、それを受けてこの制度始めていかなければいけないんだというふうには思うので、それに当たっては、函館の利用するお子さん、それから保護者の方にとって、できるだけいい中身にしていっていただきたいというのが非常に大事になってくると思うんです。この新制度の中では、非常に大きな取り組みの一番には、幼稚園と保育所のいいところを1つにした認定こども園の普及を図るっていうのも大きくしているんですけども、函館市、今現在幼稚園、保育園とか、いろいろあるんですが、現在市内の全部の幼稚園とか保育園とか認定こども園が平成27年4月から、どの園はどの新制度を利用するとか、そういうことは全て把握をまずしているのか、お聞きしたいと思います。

○子ども未来部参事3級(柴田 成) 市内の幼稚園それから保育園、それから認定こども園の平成27年度の、新制度に移るかどうかという希望、移行の希望という意向調査を適宜実施している最中でございまして、現在検討中というところも結構多いところでございます。以上でございます

○斉藤 佐知子委員 今調査中というのはわかって、で、園ではまだ検討中というところもあると。今現在通所している保育園、幼稚園の方もいますが、4月から新たに当然申し込む方も出てくると思うんですが、その意向調査の結果、いつまでにその状況が把握できる予定になるのでしょうか。

○子ども未来部参事3級(柴田 成) おのおの移行の期間につきましては、もちろん平成27年度以降もありえますので、おのおの設置者の経営等の判断というのが、それぞれ平成27年度以降についての御回答ということ、今のところ希望としていただいておりますけれども、平成27年度につきましては、10月ころからですね、各幼稚園につきまして、保護者のいわゆる見学会ですとか、そういった説明に入って参りますので、11月1日ころにはですね、幼稚園において願書の受付ということが始まりますので、少なくともそういった御判断につきましては、9月中には御判断いただいて、平成27年度に移行される

ところはですね。移行されないところにつきましては現状のままということで保護者の対応もなされるというふうに考えております。

- 斉藤 佐知子委員** 今の御答弁だと、幼稚園は幼稚園で考えてやるんだらうというお話で、わかるんですけれども、この新しい新制度になったときには、やはり市として全部のどの園が新制度に移行し、どの園は今までどおりの制度でいくとか、そういうあたりの全ての情報を新しく申し込んだり利用する親御さんには、情報提供というか、そういうことをきちんとすべきではないかというふうに思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
- 子ども未来部参事 3級(柴田 成)** 先ほども話しましたけれども、現在ですね、各法人さんですとか経営者の方、それから施設長と個別に相談に乗っている最中でございますので、そういった情報につきましては、今月中には提供できるものというふうに考えております。以上でございます。
- 斉藤 佐知子委員** わかりました。ぜひ利用する方、市として全ての情報をきちんとわかりやすく市民の皆さんにも公開をしていただく手だてを考えていただければというふうに思っています。今回、区分がですね、1号区分、それから2号の標準、短時間、3の標準、短時間。区分がいろいろ分かれて、保育認定というの受けないと、保育所だとかこども園とか、そういう新制度移行の幼稚園が利用できないというふうになるんだと思うんですけれども、実際に、区分の中で、特に保育園のほうの2号区分とかは、標準時間、要するに親の働く時間によって預ける時間も決まっていって、これも非常に問題かなというふうには思うんですけれども、そのあたりの、函館市として標準時間はどこまでとか、区分で短時間であれば就労の時間がどこまでっていう、そういうあたりのことは、特に議案とかにはそういうのは載ってないんですけれども、今後そういうのはどこで決まるといって、明示されていくもんなんでしょうか。
- 子ども未来部参事 3級(柴田 成)** 国におきましては、今言った保育の必要性の認定につきましては、主に2号、2号と言いますのは3歳以上の保育が必要な児童にかかわる認定。それから3号認定と言いまして、3号は3歳未満児の児童に係る利用の、保育の必要性の認定でございます。1号認定と言いますのは、3歳以上の保育が必要と、今言った2号、3号ではないいわゆる幼稚園等の御利用の方でございますので、保育の必要量の認定ですとか、就労の時間というのは、1号の認定の方は、必要のないところでございます。ただ、2号と3号の保育の必要の部分につきましては、国の子ども・子育て支援法の施行規則の中では、短時間の御利用の方は8時間までの御利用で、それ以上の御利用については基本的に、保育標準時間といっていますが、11時間、いわゆる保育所の開設の時間内の御利用というふうに、短時間の利用と、長時間の利用と2種類というふうになっております。市としましては、短時間のほうの利用の下限時間につきましては、現在検討中ですけれども、いわゆる規則で、施行細則の形で下限時間の設定をして参りたいというふうに考えております。以上でございます。
- 斉藤 佐知子委員** そしたら、今条例が、議案があれして、その後今度議案が議決されていくと、今度は規則というところで、その時間がきちんと細かいことが出てくるというのがわかりました。それでですね、今9月のこの議案の審議なんですけれども、平成27年の4月から始まっていく、そして保育認定を受けていかなければいけないというあたりでは、今通っている親御さん、通わせている親御さんももちろんいるんですが、そのあたりの認定のスケジュールというか、そういうあたりはどういうふうにな

っていくもんなんでしょうか。

- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** 保護者に対する、そういったいつから支給認定と法律上言いますけれども、そういった時期につきましては現在検討中でございますが、現在の考え方としましては、今まで幼稚園の願書受付というのが11月1日から始まるものですから、それに合わせて1号認定の利用の申請を市でも受け付けると。で、保育園につきましては、これまでも1月の中旬頃からですね、新年度の受付申し込みというのを受け付けておりますので、そういった体制等を見ながら、同時期に2号、3号の利用申請の受付をしたいというふうに考えております。以上でございます。
- 斉藤 佐知子委員** それで現在非常に市内全域というか、通わせているお子さんとかも多いんですが、その認定の、支給認定の作業というか、そういうの大変な作業になるんだというふうにも思うんですが、そのあたりで、今の人員でというか、今の中で、そこを全てやっていくことになるんでしょうか。当然国から手続きに当たってのデータというか、そういう入力だとかいろんな作業が必要になってくるというふうに思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。
- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** 手続きの利用の処理のボリュームにつきましては、現在単純に考えますと、幼稚園の利用の子供さんの数で行きますと3,000。それから保育園につきましても、認定こども園も含めて3,000ちょっとということになりますので、秋には3,000の入力処理等が出てきます。先ほど言いましたように、冬過ぎ、年明けには、また三千数百という処理量になってまいりますので、いまのところは臨時職員等を複数雇用して、またそれからシステム、情報システムを構築をして、来月あたりから対応して参りたいというふうに考えております。以上でございます。
- 斉藤 佐知子委員** わかりました。それからですね、ちょっと議案を見せていただくと、議案8号の中では、保育料以外にでも、親からいろんなお金、お金といいますか実費徴収をすることができるというふうになっております。さまざまに、日用品、文房具だとか、行事に参加する費用だとか、食事の提供だとか、いろんな費用を、保育料とは別に徴収することができる。そういうことが、23条の中では、見やすい場所にね、重要事項として掲示をされるべき、するっていうことにもなっているんですけども、そういうあたりは、今までもそういうことはなっているのか。それとも、これからこれは新たに、今回条例がまあなるんですが、きちんとそこが明示されているかどうか、そのあたりは、きちんと市でもチェックをしていくということになるんでしょうか。
- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** 幼稚園につきましては、これまでもいわゆる給食費の実費ですとか、そういった部分は、保護者との間で事前にお話をして、それぞれ園の判断でなってきたところです。保育園につきましては、市の市立のですね、決められた保育料と。実費、遠足等の行事ですとか、そういった実費分、それから給食でいう主食ですね、これはお米で提供するか、御飯ですね、それか、その実費相当の料金でっていうことは国で許可されていますので、そういった保護者との間でなされてきたものでございます。ただ料金につきましては、それぞれの園で、保護者への説明責任、それからそういった同意といったものを前提として、このたび条例で基準を定めますので、今後指導監査等のそういった部分のチェックというのは、今度は市ができるということになります。以上でございます。
- 斉藤 佐知子委員** そういう意味では市がきちんとできるということなのでいいというふうに思います。苦情の窓口も設置しなければいけないとか、外部評価も公表しなければいけないというふうにもな

ってるので、それは私もいいことだというふうに思うんですが、この4月から移行するに当たって、やっぱり保育料だとか、幼稚園に払う親の負担がふえないというのが、やっぱりとっても大事だというふうに思うんですね。4月から移行したら、急に保育料とかいろんなものが跳ね上がったっていうのも非常に困ることなので、ぜひそのあたりは、きちんとふえないように、考えて進めていただきたいというふうに思います。私は終わります。

○委員長（日角 邦夫） ほかに御質疑ありませんか。市戸委員。

○市戸 ゆたか委員 今斉藤委員のほうから質問がありました子ども・子育て支援新制度についての議案について質問していきたいなというふうに思います。まさしく法律ができて、保育の質がどういうふうに変わっていくのかということで、皆さん心配しております。そういう中で議案についてちょっと質問していきますけれども、議案の8号の第8条。今斉藤委員のほうから、これから保育の認定を受けていくということで、親の就業の時間によって、保育の必要量がわかってくるということなんですけれども、紺谷議員が本会議の質問で、8時間、11時間のほかに、延長時間に対して、国も検討しているという答弁がされたんですけれども、延長時間については、市としてはどういうふうに考えているのか、お知らせください。

○子ども未来部参事3級（柴田 成） 短時間の利用の方が所定の時間を超えた場合の延長保育につきましては、開設時間を超えればそれは延長保育の料金をいただくということで、そこは市としてもいいなと思うんです。ただ、8時間満たない利用の方が、例えば勤務シフト上で一律設定された時間を超えた場合に、それは保育料は若干安い設定にはなると思うんですけれども、長時間の人よりもそれで延長料金を払っちゃうと、保育料が上がるとかという場合も想定されますので、そこにつきまして、今国に照会しているところでございます。国においては、そこはかからない方向での検討を今しているところで情報を得ております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 ぜひ函館市としてもそういう方向で動いていただければなというふうに思いますし、ぜひ国に対しても強く求めてほしいというふうに思います。あと、今回保育団体のほうから陳情のほうも出されておりますけれども、陳情についてはこれから議論しますが、その陳情を読んでいくと、障がい児の方の保育のことが心配されていると思うんですけれども、今のこの議案でいきますと、親の働く時間によって、8時間、11時間、それで多少延長になったとしても、開設時間内であればいろいろ今考えていくということで、それは安心したんですけれども、障がい児の方だとか、軽度、中度の方も普通の保育園で保育している子供さんもいらっしゃると思うんですけれど、そういうお子さんの例えば親御さんが、パートタイムだったということで、だけれども、パートタイムだけれども、いろんなことをしなきゃいけないということもあって、例えば今だったら開設時間まで入れるけれども、今度の制度になると、パートタイムの時間で区切られると。そういうことになると、本当に障がい児の子供さんの保育の質が落ちるんじゃないかという、そういう心配もあるんですけれども、そこについては、条例には書いていないんですけれども、函館市としてはどういう手だてをしていくと考えているのか、そこを教えてください。親の時間で切るというむごいことは言わないでほしいなというふうに思うんですけれども、お願いします。

○子ども未来部参事3級（柴田 成） 確かにおっしゃるよう現状では11時間の保育、保育時間は基本

とすれば8時間なんですけれども、開所する時間が朝早くから夕方遅くまでやっているの、基本の認可保育園の開所時間11時間ということがあるので、11時間保育することができるという現状になっております。それが、今回の見直しといいますか、国の規定で、そういった2種類に分かれて、そこが認定による一つの権利といいますか、保障される部分ということになるんです。で、保育の必要な事由につきましては、法律に基づいて内閣府令で定められておまして、市町村がその事由を定めることではないのですが、就労時間以外の理由で、それは親御さんのいろんな事情、介護ですとか障がい等の、また、病院に通うとか、そういった看護をするとか、そういった部分ですね。それから求職活動、ここは時間の制限、今言った短時間になるとかいう区分はございません。そういったもろもろのものをですね、運用というんですか、加味しながら、また具体的には国とも協議していかなければならないなというふうに考えているところです。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 確認しますけど、親御さんの働いている時間プラス親御さんのいろんな事情も加味していく可能性はあるということで押さえていいのか、それはどこで、条例には入っていないけれども、どこでそれが約束されるのか、そこをお知らせください。

○子ども未来部参事3級(柴田 成) 今言いました保育の事由につきましては、子ども・子育て支援法の施行規則で、いろんな、いわゆる親御さんの事由ということで羅列といいますか、規定をされているところがございます。これらについては、今までの国の新制度の説明の中で、理由を複合して組み合わせることができるというふうに自治体に対して説明がなされていますので、そういったところから可能なものというふうに考えております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 じゃあ、これからつくる規則の中でそれはきちんと明示していくという押さえでいいですね。

○子ども未来部参事3級(柴田 成) その部分につきましては、事由につきましては、やはり公費負担ということが、国の負担ということがありますし、国の実施責務ということがございますので、そこは国の施行規則で定められているところがございます。ただ、運用についての協議は市で定めるものではないので、そこは協議しながら、できれば、おっしゃるとおり柔軟に対応できる範囲で、可能な限り市では対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 じゃあ本当に、子供さんと親御さんが大変な思いしないように、そこは柔軟に対応していただければなというふうに思います。議案8号が、特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで、運営に関する基準なんですけれども、どの議案見ても、保育料のことが書かれていない。今齊藤委員のほうからも、新しい制度になって、新しい法律になったら、保育料がぐんと値上げしたというふうになると、これまた大変なことになるし、私はそういうことは函館市は考えていないというふうに思いますけれども、そこはどういうふうに今後考えていくのか、お知らせください。

○子ども未来部長(岡崎 圭子) ただいま保育料につきまして御質問いただきました。新制度になった場合の保育料ということでございますけれども、まず保育所保育料につきましては、現行の保育料と同様に、新制度におきましても応能負担ということではございますけれども、現在の基準が所得税額であるのに対して、新制度では、市民税所得割課税額となっております。市といたしましては、国の応能負

担のあり方が変更された場合においても、現行の保育料よりも上がることがないように、その仕組みづくりを検討していきたいと考えております。また新制度におきましては、幼稚園の保育料につきましても応能負担となりまして、国が示す上限額の範囲内で市町村が統一的に決定することとなっております。現行制度では、幼稚園保育料は、各園の自主的な判断で設定をしております、さまざまでございますけれども、新制度に当たっては、できる限り利用者負担が軽減できるよう検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 よろしくお願いたします。それでは議案9号が、放課後事業健全育成事業の設備ということで、基準を定める条例になっておりますけれども、この間学童保育の皆さん、設置運営基準をしっかりとってほしいという要望が出されておりましたけれども、それがガイドラインとかいろいろな形で設置、ルールづくりされてきたというふうに思っていて、今回この条例になったというあたりでは、ある意味ちょっと喜ばしいことでもあるんですけれども、心配な面もたくさんありますので質問したいと思いますが、議案第9号の中の第11条の3、職員の資格についてなんですけれども、たくさん書かれております。保育士の資格、社会福祉士の資格、あと学校教育の資格とかいろいろ書いてありまして、9項目目に、高等学校卒業者でありかつ2年以上放課後事業健全育成事業に類似する事業に従事した者、市長が適当と認めた者というふうに書かれてありまして、これが入ってよかったなというふうに思っておりますけれども、現在の学童保育所では、この項目が入ることで、特に問題はないのか、影響がないのか、困る影響がないのかということで、ちょっと質問したいと思います。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 児童福祉事業に2年以上の勤務経験がある者という規定があることで、現在の学童保育所が困ることがないのかという御質問でございますけれども、むしろですね、この規定があることによりまして、現在働いている指導員が職を失うという可能性が排除されますことから、事業者にとっても人員の確保がきちりできるということで、むしろこの規定は必要な規定というふうに考えているところでございます。

○市戸 ゆたか委員 わかりました。学童の実態は皆さんも十分御存じだと思うんですけれども、やはり保育士の方、社会福祉士の方、学校の先生、まあいろいろ資格を持った方が指導員になってくれるのが一番私もいいと思うんですけど、現実だけ資格を持った人が働けるような賃金体系でもないし、そういった意味では、若い人たちが非常にがんばってくれているので、そこを励ますような形にさせていただければなというふうに思います。それと、専用区画のことなんですけれども、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとあるんですけれども、この条例で、さらに後ろのほうに、附則で、当分の間1.65平方メートル以上となるよう努めなければならないというふうに書かれてありまして、今現在の学童保育所で、この基準に満たない施設がどのくらいあって、その施設に対して今後どのような経過措置をとっていくのか、具体的にもしわかっているのであれば、お知らせしてください。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 専用区画の面積につきまして、現時点で47クラブ中12のクラブが1.65平方メートルを確保できていないような状況でございます。現在条例にはおおむね1.65平方メートル以上というふうに規定してございまして、このおおむねについては、現在2割減程度ということで考えております。それを加味いたしますと、12クラブのうち6クラブがその数値も下回っているというような状況にありますけれども、このうち2か所は、間もなく学校の余裕教室の移転すること

が決まっております、この数値をクリアできる見込みとなっております。条例施行の際には、4カ所が面積基準を下回る見込みとなっておりますけれども、クラブの分割ですとか、新規開設といったような対応が必要になるものと考えております。なお、この現状でそういったことになるようなクラブにつきましても、今後の対応につきましても検討いただくよう、こちらといたしましても御相談しているところでございます。以上です。

○市戸 ゆたか委員 現在学童クラブで運営している皆さんに本当に御足労かけると思うんですけども、子ども未来部としても、しっかりそこは相談乗っていただいて運営できるようにしていただければなというふうに思います。学童保育所は長年私も質問繰り返してきましたけれども、この間の課題は、やはり高い保育料、それから、それに対する減免制度、それと指導員の処遇、この3つが今整理されて、課題ということで子ども未来部としてもどのようにしていくのかということで検討していると思うんですよね。それで、今回の条例に盛り込めていないと思うんですけども、今後モデルケースを、市長も答弁していますけれども、モデルケースも考えていきたいし、その中で保育料のことだとか、そういうことも考えていきたいというふうに答弁しているんですけども、そこはどのようなふうに関心しているのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） まず保育料についてでございますけれども、いわゆる保護者負担金につきましては、今回の運営基準条例には規定しておりませんが、今後、先ほど委員おっしゃったような標準モデルの中で、保護者負担金の望ましい水準につきましても現在検討しているところでございます。また、低所得者に対する減免につきましても、同じく標準モデルの中で合わせて検討しているところでございます。後、指導員の処遇の改善についてでございますけれども、全国的な傾向といたしましても、指導員の皆さんの待遇改善というところは求められているところでございまして、今回も、この基準条例に適合するためには、一定程度の新たな指導員の確保ということも必要になってまいりますので、一定の待遇改善ということも必要というふうには考えておりますけれども、なかなか国から財源等示されておりませんことから、ちょっとそこまでいけるかどうか、今後の国の動向見据えながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 わかりました。今後標準モデル、今後の課題ということで、その中である一定の考え方を示していくということなんで、楽しみにしております。頑張ってもらいたいというふうに思います。

それでは、議案第10号なんですけれども、これがですね、これがいろいろ問題があるなというふうに思っておりますけれども、この条例を見ますと、家庭的保育事業、小規模保育事業、それから居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これについていろいろ条例の項目が書かれておりますけれども、まずこの説明していただけますか。

○子ども未来部参事3級（柴田 成） 地域型保育事業の内容でございますが、まず通常教育保育施設、幼稚園とか保育園というのは、定員が20人以上の大きなところなんですけど、主に定員が19人以下の小規模な施設で、対象としましては、基本的には3歳未満の保育が必要な児童を保育するというようなことが主眼になっております。小規模保育事業につきましては、基本的には6人以上19人以下という定員の設定でございまして、3種類ございます。A型、これは保育従事者の方が全員が保育士という決めでございます。さらにB型、規定では半数以上が保育士ということになります。C型、これは従事者は市長

が認めた者ということになっております。それから事業所内保育事業所と申しまして、いわゆる病院ですとか、事業所のなかで保育を行っているところが、これは地域の、いわゆる御自分のところの会社とか従業員のお子さんだけではなくて、それ以外の地域の方のお子さんも預かるというのがこの事業所内保育事業の定義でございます。保育所型の事業所内保育事業というのは、定員が20人以上となっております。また、小規模型の事業所内保育事業というのは19人以下というふうになっております。保育士の配置につきましては、先ほどのA型、小規模保育事業のA型やB型と同様の保育の資格となっております。また、家庭的保育事業、これは定員が5人以下で、満3歳未満児を保育する場合がございます。従事者の配置につきましては、保育を必要とする子供につきまして、主に3対1ということになっております。また、補助者を置く場合には5対2というふうになっております。居宅訪問型保育事業につきましては、これは従事者、市長が認めた従事者ということで、これは居宅に赴いて保育をする場合で、3歳未満児を対象に、1対1の保育士配置となっております。居宅訪問型以外につきましては、ハードルがございまして、要件としましては、連携施設というのがございます。連携施設はお子さんが小規模の施設でございますので、集団保育をする機会の提供をする連携施設。3つ大体要件がございます。集団保育の提供、それからもう1つが小規模保育事業の保育士さんが休んだ時、休暇をとったときの代替職員を提供するということですね、で、3つ目が3歳になってその小規模型の保育事業を退園なさったときに、確実に次の保育に結び付けるといった受け入れの要件と、こういった主に3つの要件で連携施設というのを確保しなければなりません。これは、認可の保育園ですとか幼稚園、認定子ども園、この3つに限られております。ただし、居宅訪問型事業につきましては、そこは今言った3つの認可の保育園ですとか幼稚園ですとか認定子ども園ではなくて、障がい児の入所施設を確保するというような連携体制を確保した上で認められる事業でございます。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 今御説明いただきましたけれども、小規模保育のA型は保育士さんが全員、B型が半分、C型は市長が認めた方ということなんですけれども、市長が認めた方というのはどういう人ですか。

○子ども未来部参事3級(柴田 成) 家庭的保育者の資格につきましては市長が、これはこれから国で示されるということなんですけれども、市長が行う研修を修了した保育士、これは家庭的保育者というC型と、家庭的保育事業の場合ですけども、または、市長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者で乳幼児の保育に専念できる者の定義がございます。これが家庭的保育者となっております。それ以外の家庭的、今言った保育の従事者ですね、保育士以外の保育従事者につきましては、市長が行う研修を修了した者となっております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 はい、わかりました。研修を受けた方というのは資格を有していないというふうにも思っていて、そういう人方が3歳未満のお子さん、障がいを持ったお子さんを見ていくのは厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。これですね、紺谷議員の本会議での質問で子ども未来部長が、この地域型保育事業の導入は、待機児童がないことから、本市においては導入する状況にはないものと考えておりますというふうに答弁しているんですけれども、この根拠、じゃあ必要ないんじゃないのと、この条例はと、いうふうに思うんですけど、そこはというふうに考えますか。

○子ども未来部長(岡崎 圭子) 本会議のときも答弁いたしましたけれども、函館市におきましては待

機児童がおりませんことから、現段階では地域型保育事業を導入をするということまでには至っていないというところでございます。それから、条例の制定につきましてはですね、その必要性があるとかないとかにかかわらず、すべての類型につきまして設置をするようにということになっていますので、そういう国からの趣旨のもとに、A、B、Cその他の形態についての条例を設置をしようとしたものでございます。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 法律に沿って条例をつくらなければいけないということで条例をつくったというのはわかるんですけど、これが、条例があるから、例えば小規模保育事業のC型私やりたいんですけどもというふうに申請が来たとします。そうした場合は、私は今まで函館市の皆さんが、保育関係団体の皆さんがずっと質を落とさないよう頑張ってきた、そういう保育の内容の質を落とすというふうには思っているんですけど、そういうC型の申請来た場合は、どういうふうにお断りするんですか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）先ほども御答弁申し上げましたけれども、基本的には今待機児童がいないということから、どういう形態であっても、新規参入というところまでには至っていないというふうに思っております。そして、将来的に万一ですね、仮に待機児童が発生するという事態が生じたときも、まずは教育保育施設、そちらのほうがやはり質的な面での確保は確かにありますものですから、そちらのほうから優先的に事業者に働きかけるといったことを行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 条例はつくったけれども、待機児童がもし発生した場合においても、その・・・、なんて言いましたっけ。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）そうですね、優先順位の問題にはなってくるんですけども、もしも万一待機児童が発生したときには、まずは教育保育施設、これは認可保育所であったり、それから認定子ども園、保育ということ言いますと認定子ども園ということになりますけれども、そういうところを、受け入れの態勢として事業者に働きかけるといったことをしながら、優先順位の問題として、仮に、それがなかなか難しいということになれば、全員保育士のA型ということを考えることもあるかもしれませんけれども、それは仮定の問題でございますので、これ以上はちょっと答弁を要するとは思っておりません。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 北原委員いわく、少子化がどんどんどんどん進んできているということで、函館市も本当にそういう勢いをもって少子化が進んで心配していますけれども、待機児童が発生しないということで仮定をして、そういう導入する状況にはないという判断をしていることなので、これについては、いろいろ問題は確かにあって条例としてつくらざるを得なかったという事態もわかりますので、本当に保育の質を落とさないような保育事業を行っていただけるようお願いしたいというふうに思いますし、これが例えば10年、20年、条例は残っていきますけど、そこは申し継ぎをしていただければというふうに思います。はい、わかりました。

次に幼保連携型認定子ども園なんですけれども、先ほど需要が、事業者がいるのかいないのかというやりとりもしていたんですけども、やっぱりニーズあるんでしょうか、この幼保連携型。要するに事業者としてはやるかやらないかこれから決めるけれども、子供さんを預ける親のニーズがあるのかないのか、そこはどうですか。

- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** 幼保連携型の認定子ども園につきましては、御利用なさる方が保育の必要のあるなしにかかわらず御利用できます。例えば2号認定を受けて保育を受けていても、例えば就労が満了になっていわゆる就労しなくなった場合でも、お子さんにとってみればそこを退園するというのは大変それは環境上せつかく友達できたのにとということで心理的な負担になると思いますので、そういった方は退園しないでそのまま1号認定に切り替わっていただいて、同じくその園にすることができるというメリットもございますし、幼保連携型ですと幼稚園教諭の免許ですとか保育士資格の両方が必須となっておりますので、そういった意味から、ニーズあるものと考えております。以上でございます。
- 市戸 ゆたか委員** 幼稚園と保育所と連携した保育園ということになると思うんですけども、そうなりますと、自園給食というんですか、給食を保育園でつくることが大前提になるというふうに思うんですけど、この12号の内容見ますと、調理員を置かないことができるということが書かれてありまして、非常にこういったあたりでは、じゃあ調理員を置かないんだったら、外食なんですか、それともお弁当なんですかと、いろんな疑問が出てくるんですけど、そこはどのようなふうにお考えなんでしょうか。
- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** 給食につきましては自園調理が原則でございます。ただし、調理業務の全部を委託する場合には、外部からの搬入が可能というふうに規定しています。ただし要件がございます。これ保育所の基準と同様に、満3歳以上の児童に対する食事の提供にあたっては、衛生面、栄養面と必要な注意やそういった評価や計画というものも規定していますし、また栄養士による献立等への注意等果たし得る体制ということも義務としております。さらに園児の年齢ですとか発達の段階、それから健康状態に応じた食事の提供、それからアレルギー対応ですとか、アトピー等への配慮、必要な栄養素の給与ですとか、園児の食事の内容、回数そういったものが柔軟に時宜に適切に提供できること、さらに食育についても、その計画に基づいて提供することなどの要件が、かなりハードルが高くございまして、委員おっしゃるような自園調理のメリットというか、いい点を確保した上でですね、こういった外部の搬入というものもできる規定が例外としてございます。またこの場合でも、加熱ですとか保存という調理設備は園に備えなければならないということになっております。以上でございます。
- 市戸 ゆたか委員** 今幼稚園を経営している方の中で、例えば幼保連携型認定子ども園に移行したいという人が何件かあるというふうに言っていますけど、例えばじゃあ移行しないで、そのまま今の幼稚園の運営でやりたいということであればそれはそれで構わないということでもいいんですか。
- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** あくまでも幼稚園が、新制度の幼稚園に移行した場合については、いわゆる幼保連携型認定子ども園の基準につきましては、あくまでも幼保連携型の認定子ども園の基準でございますので、幼稚園について規定しているものではございませんので、幼稚園についてはそのまま新制度に移っても現行どおりということになります。以上でございます。
- 市戸 ゆたか委員** はい、わかりました。最後に、保護者の方たちへの説明、先ほど斉藤委員のほうからも、今後のスケジュールが質問されたと思うんですけども、私なかなか委員の皆さんもこれわかんないんですよね、本当にね。本当にわからないというふうに、難しいなというふうに思っているんですけど、まして今預けている親御さんがこのシステムを理解していくというのは、本当に大変だし、不安に思っている方もいらっしゃると思うんですけど、説明の仕方というか、どのようなふうに説明をしていく

のかというのは、今後どういうふうを考えていますか。それと、その事業計画、これ今条例つくって、今後事業計画、ニーズ調査に基づいて事業計画をつくっていくと思うんですけど、その事業計画はいつくらいなのかも含めて2点お知らせください。

○**子ども未来部参事3級(柴田 成)** 保護者への説明、周知、制度内容非常にわかりづらい制度でございますので、そういった部分については、市制はこだてにつきましては10月に1ページ全面を使っての説明をさせていただきます。また、幼稚園ですとか保育園に対しては、これまでも説明会を北海道も函館市もしてきておりますが、個別の対応をしてきておりますが、改めてまた今月をめどに説明を丁寧らせていただくと。その中で保護者に対しての説明も各園から丁寧にさせていただく形で、そういったパンフレット等の今作成をしている最中でございます。また、メディアにつきましては、広報誌以外にホームページやラジオといったような媒体をつかって周知を図ってまいりたいと考えております。また、子ども・子育て支援事業の計画につきましては、現在子ども・子育て会議の御意見を伺いながら進めているところでございますが、計画案の取りまとめとしましては、年内11月頃をめどにこの会議において取りまとめをしていただくなかで、また1月ころにパブリックコメントを得た中で、3月までの計画決定ということを考えております。以上でございます。

○**市戸 ゆたか委員** わかりました。丁寧な説明を保育園、幼稚園のほうからするというので、それ以外にももし不安な点がありましたら、やっぱり子ども未来部がきちんと対応していくということをお願いをしたいというふうに思います。それと事業計画が今年度中に出るということで、これから、先ほど陳情の話も出ましたけど、まだ保育料のことだとか、学童の標準モデルもまだこれからなんで、この制度がどういうふうに進んでいくのかというのは、民生常任委員会としてもきちんと見ていかなければいけないというふうに思っておりますので、そのことを申し述べて終わりたいと思います。

○**委員長(日角 邦夫)** ほかに御質疑ありませんか。板倉委員。

○**板倉 一幸委員** だいぶいろいろな意見が、質問が出されて、説明をしてきてるんだろうというふうに思いますが、部ごとに先に分けてお聞きをしていきたいと思っております。

保健福祉部ですが、今回の補正予算の中に、入舟のリサイクル機器の保管庫の解体費と、旧計量検査所の解体費が計上されておりますけれども、これはいつ解体をする予定なんでしょうか。

○**保健福祉部地域福祉課長(佐賀井 学)** リサイクル機器入舟保管庫解体のスケジュール、また旧計量検査所のスケジュールについてでございますが、ほぼ同時期に実施する予定でございます。11月にまず設計を開始し、12月中旬に入札開札を始め、2月の月上旬に解体をする予定でございます。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** 済みません、この両方の土地の面積ってどのくらいなのかちょっと教えてもらえますか。

○**保健福祉部地域福祉課長(佐賀井 学)** それぞれの面積でございますが、敷地面積といたしまして、まずリサイクル機器の入舟保管庫につきましては、285.75平米、延べ床面積が222.2平米、また旧計量検査所につきましては、敷地面積が243.23平米、延べ床面積で188平米となっております。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** 解体をし、更地にするということなんでしょうが、その後、この土地についてはどう

いう利用をしようというふうに考えているのでしょうか。

○**保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学）** まず双方とも、これから測量を行いまして、更地にすると。そして更地にした後は、普通財産として、今は保健福祉部が所管なんです、それを財務部のほうに所管替えると。そして財務部のほうで今後の用途について検討するというふうに考えています。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** わかりました。財務部所管になると、売っちゃおうなんていうことにきつとなるんだろうというふうに思いますけれども、それについてはまた別な機会でどうなっていくのか見て参りたいと思います。

それから、就労継続支援事業所の松陰プラザの整備費の補助金として、4,226万3,000円が補正されておりますけれども、補正の理由と、あと特定財源が3,800万円くらいありますけれども、残りは一般財源ということになるのでしょうか。

○**保健福祉部指導監査課長（田中 瑞穂）** 就労継続支援事業所に対する補助金を交付する理由についてのお尋ねでございますが、この就労支援継続事業所Aにつきましては、障がいをもつ利用者と雇用契約を交わし、利用者に一定の賃金を支払い、利用者の仕事への意欲を高めるとともに、就労に向けての指導および訓練を行う施設でございます。函館市におきましては、これらの施設が必要であるという考えに立ちまして、このたび国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づきまして、総事業費の4分の3を公費負担という考え方にに基づきまして、そのうちの4分の2を国が負担し、4分の1を函館市が負担することとなったものでございます。そのうち、函館市が負担する補助金の80%を起債でまかなう予定となっております。以上でございます。一応、国の補助金の要綱、考え方につきましては、公費負担4分の3で、そのうち国が4分の2、市は4分の1なんです、このたびの松陰プラザにつきましては、総事業費7,755万4,000円のうち、4分の2が3,877万6,000円国が負担し、4分の1が1,938万9,000円が市が負担することで、国と協議したところでございますが、全国の補助要望、国の予算を大幅に超過しましたことから、国庫補助額は協議額から減額となりまして、国から2,287万4,000円の内示があったところでございます。このため要望のあった法人との協議を行った結果、市の負担分を含めまして、総額4,226万3,000円を補助しようとするものでございます。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** わかりました。国に要望しておったものが、今回決定をしたというか内示があったということで、今回補正で計上したということなんですね。それはわかりました。

それから、老人福祉費と介護保険事業費で、それぞれ地域密着型のサービス拠点整備費ということで、有料老人ホームのスプリンクラー、それから、小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー、これが整備をするという補正予算が計上されておりますけれども、このことによって、スプリンクラーの設置状況というのか、あるいは整備率というのか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○**保健福祉部指導監査課長（田中 瑞穂）** 私のほうからは、まず、有料老人ホームの設置状況でございますけれども、スプリンクラー設備につきましては、平成25年12月27日に消防法施行令が改正され、市として避難が困難な要介護者を入居、宿泊される小規模多機能型居宅介護事業を行う施設や、有料老人ホームなどにおけるスプリンクラー設備は、これまで延べ床面積が275平方メートル以上の施設に設置義務がありましたが、平成27年4月1日から延べ床面積に関係なく設置が必要となったところでありま

す。現在スプリンクラーの整備状況につきましては、小規模多機能型居宅介護支援事業所17施設のうち、未設置が4カ所あり、そのうち今回2カ所で設置するものであり、また、有料老人ホームにおいては、27施設のうち、未設置が3カ所あり、そのうち今回1カ所で設置するものでございます。残りの未設置であります有料老人ホームの2つの施設につきましては、いずれの施設も要介護度3以上の入居者が施設定員の半数未満となっており、また、いずれの施設も、延べ床面積が6,000平米未満となっておりまので、設置義務はないものとなっております。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** 内容についてはわかりました。有料老人ホームでいうと2カ所、それから小規模多機能型居宅介護事業所でいうと2カ所未設置の場所が残ると、こういうことで、今の説明ですと、要介護度の方の入居状況など、それから面積要件などで設置義務がないというふうになってますけれども、これは確かに法上はそうなのかもわかりませんが、やはり高齢者の皆さん、あるいは入居されている、入所されている皆さん、利用されている皆さん、そういった皆さんの命を守る設備になるわけですから、そのへんのところは、設置をしていくとこういうような指導をしていく考えはないんでしょうか。

○**保健福祉部指導監査課長（田中 瑞穂）** 今後の指導についてのお尋ねでございますが、スプリンクラー設備の設置につきましては、経過措置として平成30年3月31日までに基準に適用させることとなっております。設置未整備施設では経過措置期間内に整備する意向を示しておりますが、市といたしましては、国の交付金が継続されるのであれば、補助金の活用を促しながら、早期設置を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** 平成30年3月という、あと4年、3年半くらいあるわけですよね。火災というのはいつ起きるかわかりませんし、ひとたび起きると、そういった特に老人福祉施設あるいは介護施設などでは、避難が困難になったりというようなことも考えられますから、できるだけ早くそういった状況が解消できるように、市としても事業者側と十分連携というか指導していただいて、一刻も早くそういった設備ができるようお願いをしたいと、これはお願いをしておきたいと思えます。

それで、次に子ども未来部にかかわってなんですが、子ども・子育て支援新制度については、皆さんからいろいろ質問がありましたので、だいぶ理解が、いいか悪いかの問題は別にしても、理解が進んできたなという感じはします。それで、先ほど市戸委員の質問の中でも、利用者というか保護者の皆さんにどう説明をしていくのかと、説明のスケジュールというかどうかという形で説明していくのかというのとはよく、よくというか先ほども答弁でわかりましたが、改めて、今回の子ども・子育て支援法の制定、施行にかかわって、現状の教育保育等理念上ですとかあるいは制度上ですとかあるいは実施上ですとか、それがどういうふうになっていくのか、あるいは教育や保育の質というののほうどういうふうに向向上していくのかということについて、市民に説明をいただくのは10月の市政はこだてになるというようなことをおっしゃっていましたが、ここで我々にも説明していただきたいなと思うんですが。

○**子ども未来部参事3級（柴田 成）** 子ども・子育て支援新制度につきましては、一人一人の子供が健康やかに成長することができる社会の実現を目指すということを目的にして、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法ということで、法律の制定があったものでございます。今回は、国の定める基準を踏まえて条例の制定ということになったものでございます。その大きな3つの柱がございまして、1つは幼稚園、保育園、いままでばらばらの給付だったものを総合的に1つの給付にして、支給認定という形で、

先ほど申しました1号、2号、3号といういわゆるそういった教育、保育を受ける権利的なもので、認定証を交付してそれに基づいて希望する教育保育施設、もしくは事業を利用できるという制度でございます。また、もう1つは、子育て支援の充実ということで、今回あくまでも函館市にいわゆる認可の基準ですとか、同時に指導監査基準という権限というものが函館市に降りる部分に当たっての幼保連携型認定こども園ですとか、地域型事業、保育事業とかというのは、函館市に権限が降りるものについては条例を制定しますと。ただこれ以外にも、いろんな今やっている延長保育ですとか一時預かり事業ですとか、いろんな子育てのための事業がありますので、そういったものもこれから国が要綱をつくるんですけども、そういったものも含めて一つの給付として、総合的にこういった新しい新制度を平成27年4月予定ということで、今準備中でございます。おのおの今申しました部分では、なかなか全体像が見えないものですから、国ではこういったなるほどブックというのを、先ほども委員さんから話題いただきましたこういったものの配付ですとか、市としてもこれだけ全世帯に配付する部数はございませんで、市であくまでも保護者の方がわかりやすいようなパンフレット、リーフレット類をわかりやすく作成をして、印刷をして、この秋には配付をしたいというふうに考えております。また、先ほども申した子ども・子育て支援事業といういろんな施設以外の事業についても、こういったものに網羅をする中で進めて参りたいと考えています。ただ今行われているファミリーサポートセンター事業ですとか一時預かり事業ですとか延長保育事業ですとか、そういったものについては、今あるものは、国の説明ではそのまま今後も引き続いて利用できるような仕組みを現在検討中でございますので、そういったものが示され次第、また第2弾という形になりますけれども、そういったものも含めてまた説明をわかりやすくパンフレット等つくって周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** 制度が新しくなるわけですから、制度に見合ったというよりも、これまで以上に市長も子育てに力を入れるとこういうふうにおっしゃってずっとこの間きたわけですから、国の制度がどういう制度に変わるか、それはもちろん制度ですからそれに基づいたいろいろなこと取り組みしていかなければならないということになりますけれども、函館市は函館市としてのやっぱり子ども・子育てに関して心のあるそういったものを吹き込んだ制度にしていかなければならないと。単に国の法に基づいて条例をつくれればいいとこういうことではなくて、そういうような心のこもった条例にしていくとか、そういうことが必要だというふうに思うんですが、そういったものというのは条例の中に何か吹き込まれているんでしょうか。

○**子ども未来部参事3級(柴田 成)** 函館市独自の特性は何かというお尋ねでございます。本基準条例では乳児室とほふく室を1つにした場合に、今まで別々ですと乳児の場合は1.65平米で、ほふく室の場合は3.3平米というのが1人当たりの面積で決まっておりますけれども、それは最低基準として国が示していて、市もそれまで保育園ではそういう条例をつくってやってきたんですけども、それを1つの部屋で行う場合には、すぐほふくする場合狭くなりますので、そういったものを加味して、1人3.3平米というふうに条例で上乗せ基準として制定させていただきました。また、非常災害の対策ということで、地震ですとか津波等の自然災害にも、いわゆる避難訓練等をちゃんと計画をして幼保連携型認定こども園ですと国の基準にはないんですけども、毎月1回そういった自然災害対策も含めた形で避難訓練をすると、そういったものも義務付けるということで最低基準に盛り込んだところです。以上でございます。

す。

- 板倉 一幸委員** 心というのはなかなか言葉には表せないものですが、ぜひ運用に当たって、ものを書いてあるものは別にしても、運用に当たってやっぱり心というか気持ちを持って子供にももちろん接していただかなければなりませんし、そういった運営、運用をしていただきたいなというふうに思います。続いて、ちょっと勉強不足であれば申し訳ないんですが、子供の区分について、認定を申請すると、こういうふうになってますけれども、認定の申請というのは、どういうふうに行うんですか。
- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** 現在国からは認定申請の記載事項が施行規則で定められたところですので、市としましては、それをわかりやすく解説と様式を全部で6,000以上の世帯にはあります。また新規でなされる方もおりますので、そういった全ての教育保育施設に設置、置かせていただいた形で入園の申し込み等の際に同時に手続きができるようにしたいと考えております。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** 先般の一般質問で詳しく同僚議員が質問をしておりました。私もあれを聞いて、だいたいわからない不明なところがわかってきたなというふうに思うんですが、あのとき子ども未来部長が答弁をされておりましたが、その答弁にかかわって、少しまだ分からないところがいくつか、何点かあったものですから、それについてお聞きをしたいというふうに思うんですが、あの質問のなかで、パブリックコメントにかかわって、その意見どう活かしていくのかとこういうような質問があつて、人員基準なども将来的に財源が国において確保された場合には人員基準引き上げということも検討しているというようなお答えがありましたけれども、これは例えば消費税を10%に引き上げをするというようなことを想定した財源のめどということになるんでしょうか。
- 子ども未来部参事 3級（柴田 成）** 現行国の説明ですと、10%の引き上げの見込みで7,000億円の確保という部分で、例えば今回の提示ですと、3歳の子供についての職員配置が今20対1を15対1で配置した場合に、給付できるというところまでは案として発表されてます。さらなる国の目指すところは、1兆円ちょっとの財源確保で、現在そこはめどが報道ではきちんと立っていないところがございますけれども、その場合にはほかの年齢の子供の職員配置等の基準を引き上げていくというふうなことを伺っております。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** 厚労省の試算では1兆1,000億円というようなことで、実際7,000億円だから4,000億円値切られたんじゃないかというようなことをよく言われますけれども、
それから保育料を上げないでほしいとか、保育所への補助金減らさないでほしいとこういった要望に対しては、市としても真摯に受けとめて努力してまいりたいと、こうお答えになってますけれども、これ具体的にどう受けとめて努力していくということになるんでしょう。
- 子ども未来部長（岡崎 圭子）** 先ほども御答弁申し上げたところでございますけれども、やはり保育所の保育料につきましても、現在も応能負担でございますけれども、国の基準のあり方が変更になるということから、そういった場合においても、現行の保育料よりも上がることがないというような仕組みづくりを検討しております。保育所についてはそういうこと、また、幼稚園につきましても、市が統一的な保育料の決定をすることになりますので、そういった中で、新制度に移ってもできる限り利用者負担が軽減できるように検討して参りたいというふうに考えているところでございます。
- 板倉 一幸委員** これは保育所の問題もそうですし、学童保育の問題もそうですけれども、やはり子供

さんを育てていく、そしてこの地域で子育てがしやすいそういった形をつくっていくというのは、これは単にその何と言いましょか、しっかりそういった制度をつくっていくというかそういうことが大変必要だと、人口減少歯止めをかけるためにもやっぱり必要なことだというふうに思いますんで、そこは十分努力をお願いしたいなというふうに思います。それから認定保育園の問題は先ほどからも皆さんからいろいろお話がございました。幼保型認定こども園については、先ほども答弁でもお答えがありまして、今市内には幼保連携型が2カ所、それから幼稚園型が2カ所、保育所型が1カ所と、こういうことになっておりますけれども、これはどの事業者の皆さんとも今後のあり方というか進め方というか、そういったものについての意見調整なりあるいは意見交換なりそういったものをしていくということになるんだろうというふうに思うんですが、今時点で特にそういったどの事業者からもそういった考えが示されてはいないんでしょうか。

○子ども未来部参事3級(柴田 成) 既に道の基準で幼保連携型認定こども園というのは、認可されて、現在おっしゃるとおり2カ所ございまして、今回今の基準から先ほど申しました乳児と保育、ほふく室の1つにした場合の面積とかそういったものは事前に説明させていただいて、御理解いただいた中で、こういった無理のない形での基準条例制定としておりますので、またそのほかの細々とした運用部分においても、いろいろ電話や直接施設長とお話しする中で、今後もそこは深めて参りたいと考えております。以上でございます。

○板倉 一幸委員 まず、わかりました。で、最後になるんですが、これ直接議案にかかわらないんですが、先ほどの質問の中にもあったことなので、一つ意見として申し上げておきたいなというふうに思うんですが、先ほど最初の質問の中で、北原委員から、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種ですね、1億3,000万公費負担すると。財政上の問題からというふうにおっしゃって、そういった制約があるから、公費負担しなかったとこういうような御答弁もあったんですが、直接的な投資というか、費用としては確かにそれだけの市の支出が必要なのかもわかりません。ただ、そのことによって、高齢者の皆さんが、例えば亡くなる、そういった危険が高いわけですから、亡くなる、そういったことによる損失というか、例えば高齢者の皆さんは、年金をもらってそれを消費しているわけですから、そういったようなことが亡くなることによって失われるという、そういったリスクも反対に一方ではあると思うんですよ。きょうの話題ではありませんけれども、高齢者の交通料金助成などでですね、出ることをそのことによって控えることで、支払うべきあるいは消費すべきものが失われるということだって、やっぱりあるわけですから、単にどれだけの直接的支出があるかということだけでなく、そのことによって、反対に損失がどうなるのかというようなことも含めて、ぜひ考えていただきたいなということをお願いいたします。以上で終わります。

○委員長(日角 邦夫) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) なしでよろしいですか。それでは、質疑を終結いたします。ここで理事者は、御退室願います。

(保健福祉部、子ども未来部、環境部 退室)

○委員長（日角 邦夫） ここで皆さんに御相談ですが、このような時間ですので休憩とりまして、再開予定を午後1時とし、休憩に入りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） よろしいですか。それでは暫時休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後1時09分再開

○委員長（日角 邦夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

○北原 善通委員 その前にちょっとお願いあるんですよ。今になってからというなんですけども、ちょっとこの陳情の扱いについて、意見のばらつきも出てきましたので、ちょっとうちの会派として、のちほど、会派として体を表したいとこういうふうに思っておりますが、きょうは、私のほうから結論を出すべきだと言っておいた張本人ですけども、何とかこれお願いして、少し延ばしていただくことできませんでしょうか。本会議でも報告している案件です。私としては、何とかやっぱりこれに臨みたいと思っておりますけれども。

○委員長（日角 邦夫） 北原委員に申し上げますけれども、委員長としても、前回の委員会で北原委員がおっしゃったとおり、各会派持ち帰ってきちんと議論して、今回結論出せるような方向にもっていきましょうということで皆さん納得して持ち帰ったということなんですよ。そういう意味では、できる限りきょう結論出したいというのが私の思いなんですよ。

○北原 善通委員 そう思っておりました。そう思っておりましたけど、土壇場になって、そういう感じがいたしましたので、今総務もたまたま最後残っていますから、総務は前に扱った経験もあるということからして、今結論としては、もう1日あるでしょう。1日あるでしょう、予備日、予備があるでしょう、きょうでなくても。もしあれだったら、そういうふうにもしてもらいたい。

○副委員長（池亀 睦子） 火曜日ですか。

○北原 善通委員 それまでもしかいただければ、それでいいです。

○委員長（日角 邦夫） 皆さんにちょっとお諮りしたいんですけども・・・。

○板倉 一幸委員 今日中に意見の集約は無理なんですか。

○北原 善通委員 いや、もうちょっとね。会派を招集する関係ありますから、はっきり言うと。だからもう1日予備あるはずですから、予備にしていただけませんか。

○委員長（日角 邦夫） ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。

○小林 芳幸委員 まとまりきれないっていう。あれだけ言っても、やろうということで話し合ってきて、それでもまだ。難しい問題ですんでね、まとめきれないっていうことであれば。うちとしては、それで、継続でやっていくっていうことでも構わないと思います。

○北原 善通委員 本会議でも委員長から発言しているとおおり、この次にはということになっていますね、だからこのとおおりもう1日の予備日に一つ時間とっていただければ助かります。

○委員長（日角 邦夫） ほか何か御意見ございませんか。北原委員にお伺いしますけれども、継続とい

う形も考えているんですか。

○北原 善通委員 いや、ではないです。

○委員長(日角 邦夫) ではないんですか。

○北原 善通委員 いや、ちょっと今になってから継続っていうのは、私の口から言えないです。同じパターンを通っていくっていうのは、これやっぱりはっきり結論を出すべきだと思うんですよ、私は。

○委員長(日角 邦夫) だから結論を出したいというのが・・・。

○工藤 恵美委員 今から予備日を使うとかっていうことではなくて、今ちょっと最大限にうちの会派でも努力をして結論を出すということでいかがでしょうか。

○委員長(日角 邦夫) 今からか。およそは。

○北原 善通委員 なるべく早くという時間帯で。

○工藤 恵美委員 1時間以内。

○委員長(日角 邦夫) 皆さんどうでしょうか。板倉委員。

○板倉 一幸委員 そうですね、この陳情に対する議論というか協議をしないで次の予備日についてということになりませんので、だから、一旦休憩してもらって、会派の中でさらに意見調整をしていただいて、それで。我々も北原委員からこの間ずっと言われておりましたので、会派でしっかり議論して臨んでおりますので、ぜひそういうふうにしてほしいなと思います。

○北原 善通委員 それじゃあ、あと1時間。

○工藤 恵美委員 2時までの間に。

○議会事務局議事調査課長(瀬戸 義夫) 今付け合わせの場面ではなくて、あくまでも陳情審査の場面ですので、この陳情に対してまず御意見、御発言があるかないか。陳情そのものに対して。(「発言は終結」の声あり)ということになるかと思っております。

○委員長(日角 邦夫) じゃあ、いきますよ。次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。本件については、学童保育に関する国の動向や、市の標準モデルの検討状況を見ながら、引き続き審査することを確認しておりました。

状況についてお話しさせていただきますと、子ども・子育て支援新制度の実施に向け、市では、国から示された各種基準に基づき、施設や事業の設備・運営に関する基準等を条例で定めるため、パブリックコメントを実施し、先日結果が公表されております。また、国から示された基本指針に基づいて、子ども・子育て支援事業計画について、策定作業を進めております。年内には案が示される予定と伺っております。なお、市の学童保育の標準モデルについては国の基本指針や各種基準などを踏まえ、現在検討していると伺っております。

前委員会において、各会派に持ち帰り、十分協議をし、今回の委員会に臨んでいただくことを確認しておりました。ということで、この件についていいですか。

それでは、発言を終結します。

○委員長(日角 邦夫) 次に、陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。本件については、陳情第9号と同様、子育て支援に関する国の動向と、それに伴う市の条例制定等の動きを見ながら、引き続き審査することを確認しておりました。状況については、先ほどお話しし

たとおりであり、こちらについても、陳情第9号と同様に、各会派に持ち帰り、十分協議をしていただき、今回の委員会に臨んでいただくことを確認しておりました。本件について各委員から何か御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) それでは発言を終結いたします。

○委員長(日角 邦夫) これより各事件に対する協議を行います。当委員会に付託された議案11件に対して、委員間で協議すべき事項はございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) ないようですので、これより、議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下議案11件について、順次各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際には、賛否理由につきましても、あわせてご発言いただきますよう、お願いいたします。それではまず、市政クラブさん。

○北原委員 全部マルです。議論しつくし。

○委員長(日角 邦夫) 民主・市民ネットさん。

○板倉 一幸委員 子ども・子育て支援新制度にかかわる条例については、今後のいろいろな基準ですとか事業計画ですとか、そういったものが出されてこなければしっかりしたものにならないと言う意味では、法に基づいた条例を制定するという点については理解をしますが、制度そのものをどう運用していくかということについては、これからも十分注視をしていかなければならないと、まあそういう思いですけれども、議案に対してはマルです。

○委員長(日角 邦夫) 公明党さん。

○小林 芳幸委員 全部マルです。

○委員長(日角 邦夫) 日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員 私どもも先ほど質問したとおり、子ども・子育て支援新制度の議案については、不安な点もたくさんありますけれども、今後私自身も調査をしていきたいなという思いになっていますので、議案に対しては全部マルということにしたいと思います。

○委員長(日角 邦夫) 一通りお聞きいたしましたので、私から各会派の採決態度を確認いたします。市政クラブさん全部マル。民主・市民ネットさんも全部マル。公明党さんも全部マル。日本共産党さんも全部マルということですね。ここで何か御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) ここで事務調整のため、再開のめどを・・・。

○市戸 ゆたか委員 済みません、ちょっと。先ほど第9号については、会派としてお話し合いしたいという申し入れがあったんですけど、23号についてもですか。一緒ですか。はい、わかりました。

○委員長(日角 邦夫) ここで議案の分の事務調整のため、再開のめどを1時30分を目途に、休憩に入ります。

午後1時23分休憩

午後 1 時33分再開

(保健福祉部、子ども未来部、環境部 入室)

○委員長(日角 邦夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、当委員会に付託された各事件について、採決をいたします。

それでは、議案第1号 平成26年度 函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第4号 函館市幼保連携型認定こども園審議会条例の制定について、議案第5号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、および議案第7号 はこだて療育・自立支援センター条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第14号 函館市日乃出いこいの家条例の一部改正についてまでの以上11件を一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、各案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、理事者は御退室願います。

(保健福祉部、子ども未来部、環境部 退室)

○委員長(日角 邦夫) それでは、陳情のほうの協議に戻りたいというふうに思います。

当委員会に付託された陳情について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。

なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても御発言願います。また、議運申し合わせにより、不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等にかかわる発言の記録を、陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとしたいと思いますので、御配慮の上、発言いただくようよろしくお願いいたします。

それでは、市政クラブさん。

○北原 善通委員 陳情9号のですね、1の1、ここの保育料の減免制度をつくってくださいということについてですけれどもね、私のほうとしては、学童保育の保育料については、それぞれの学童保育所で個別に決定し、決めている状況にあり、保育料の減免については、それぞれの学童保育所であればらの状態であります。そういう状況の中で、保育料の減免制度を導入してくれというのは、保育園の保育料と同様に、保育料というものをきちんと制度化してから、減免をどうするという議論をすべきであって、国なり学童保育の保育料の指針みたいなものを示してもらい、その上で減免制度がどうあるべきかを議論すべきだと。ということで、態度としてはバツでございます。

次、1の2でございます。この常勤指導員を複数配置できるようにしてくださいと、こういうことについてですけれども、指導員を常勤、それも複数にすべきかどうかということは、個々の学童保育所の実態とあわせて判断すべきと考えている。確かに指導の面だとか、雇用の安定ということから考えれば、常勤がよいのが決まっているが、それぞれの学童保育所が決めることであり、議会が口を挟むことではないと、こういうふうに考えております。バツです。

1の3、障がい児の人数に応じて指導員を加配できるように加算してくださいと、こういうことですけれども、学童保育における障がい児の状況は、その障がいの程度によって判断されるものであり、単

に障がい児の数だけで判断されるものではないと考えております。だから障がい児の数だけで指導員をふやすということはすべきでない。バツです。これが陳情第9号です。23号ですか、まだ諮っていませんね。

○委員長(日角 邦夫) いや、23号もあわせて。

○北原 善通委員 あわせてですか。そうしたら、陳情第23号です。この2ですね。子供の医療費助成において、3歳児未満と3歳児以上非課税世帯にかかる初診時一部負担、無料にしてくださいと、こういうことですね。函館市の財政に余裕があれば、この言葉はね、果たして、難しいんですよ。医療費助成を拡充することに反対はしません、しません。だけど現在の財政の状況からすれば、どうであろうかという考えでございましたけれども、今議会でも、補助金がありましたけれどもね、これはやっぱり全額でない、全額でない。だから、反対しないけれども、全額では、一部負担を無料にしてください、無料というのはね、難しいんですよ。だから無料については反対。

○委員長(日角 邦夫) 反対とは、バツということで。

○北原 善通委員 バツです。それから、3番目になりますね。労働条件については、最低賃金法などの法律違反があれば指導できるけれども、そうでないのであれば、指導には限界があり、単なる要請だと要望にとどまってしまうのではないだろうか。だからこれについては、やっぱりバツです。

それから4番目です。函館市の公立保育園は、確かに民間の保育園より保育士の配置は手厚いかもしれませんが、函館市の保育については、延長保育、休日保育、夜間保育などの、いわゆる特別保育については、民間の機動力を活かしながら、むしろ公立保育園より民間保育園のほうが取り組んでいる実態にあります。保護者のニーズに柔軟に対応しているのは民間であると思いますので、これもバツ。以上です。

○日角 邦夫 はい、続きまして、民主・市民ネットさん。

○板倉 一幸委員 一通り私から申し上げますが、不足している解説というか意見については、斉藤委員からもお話があると思います。

まず、陳情第9号ですが、基本的に我々は今のこの社会情勢の中で、子育てなり、あるいは教育なり、保育なり、そういったものがしやすい社会をつくっていくということが大切なことだと。特に今の少子化の中では、そういったようなことをやっぱり進めていくと、自治体のみずから進めていくということが、基本的に重要なことだという基本的な考えに立っております。その上に立って、この陳情第9号の第1項の1号から3号までについてですが、先ほど1号については、それぞれ学童保育所の保育料がさまざまであると、こういうような御意見もありましたが、減免するものを一律の、減免するとかしないとかということは、方法論ということになるでしょうから、我々は基本的な考えとしては、やはり保育料を減免できる制度をつくっていくということが望ましいというふうに思いますから、この号についてはマル。

それから、第2号についてですが、これも前に資料としていただきましたけれども、職員数に対しては、国の基準でも支援単位ごとに2人以上配置すると、こういうような基準があるわけですし、子供たちを安全に子育てをしていく、保育をしていくという意味でも、複数配置をできるようにしてあげるべきだと、そう考えていますんで、マルです。

それから、第3号の障がい児の人数に応じて指導員を加配できるようにすると、こういうことについてもですね、その考えについては、私どもも賛同できると。実際に執行機関の中でどういった方法でそういったものが実現できるかについては、我々議員としてもあるいは委員会としても、十分注視をしていく必要があると、こういうふうに思っております。したがって、第9号、我々に残されておりました第1項の第1号から第3号については、全てマルにしたいと思います。

次に、陳情第23号ですが、これも基本的な考えは先ほどと変わりません。したがって、この与えられた第2項、第3項、第4項についても結論はマルにしたいというふうに思いますが、ただ第3項の、保育所の職員が安心して働くと、こういうようなことについては、これは保育の職員だけではなくて、幼稚園教諭の処遇改善、こういったものも必要だろうというふうに思っておりますので、そういったようなことも今後ぜひ進めていただけるようにしてほしいというふうに思っております。

それから、第4項ですが、単に人件費の問題ですとか、そういったことなどで公立保育園をなくさないということにとどまらないですね、いわゆる公立保育園の役割、保育の質の向上、そういったようなものを図るという必要があるというふうに思っておりますから、そういった意味なども含めて、この項についても私どもはマルに、賛成したいというふうに思います。あと足りないところは斉藤委員からあれば。

○斉藤 佐知子委員 特にございません。

○委員長(日角 邦夫) 23号も2項、3項、4項ともマルということですね。

○板倉 一幸委員 はい。

○委員長(日角 邦夫) はい。斉藤委員はよろしいですか。それでは公明党さん。

○小林 芳幸委員 公明党も、陳情第9号また23号についての陳情内容のほうは、本当に大事な子供にかかわる問題であって、重く受けとめているんですけども、この第9号のですね、陳情趣旨の中でも、陳情者が書かれていますけれども、函館でできることは函館市で、国じゃないとできないことは国への要望として行っていただきたいと思うのですということで、陳情者の方もこう書かれています。その中で、なかなか国の財源が確保できないという今の条件のなかで、函館市単独で、このような事業を、陳情を受け入れるということはなかなか、今現時点ではちょっと難しいんじゃないかなということで、先ほど北原委員の発言にも重なるところはございますが、この9号の第1項第1号、2号、3号、そして23号の第2項、3項、4項については、全てバツということですね。

○委員長(日角 邦夫) はい。続きまして日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員 陳情第9号に関しては、この間、約2年間言い続けておりますけれども、学童保育の3つの課題、保育料が高い、減免制度の拡充が必要、それから指導員の処遇改善が必要という、この3つの課題に対してきちんとしていくというのが私たちの姿勢ですので、この学童保育の第1項1、2、3号については、陳情者の趣旨を考えてマルということにしたいということです。

23号についてですけども、私どもは子供の医療費助成においては、子供たちの健やかな健康を願って、お金がなくても病院にかかれるように、無料にすべきだというふうに主張しておりますので、この団体の方の、3歳未満と3歳以上非課税にかかる初診時一部自己負担を無料にしてください、これに対しては、マルです。それから3号の、労働条件、賃金の改善をしてください、これもマルです。4号の公

立保育園をなくさないでくださいというのは、公立保育園をなくさないでくださいというのが私たちの趣旨でもありますので、マルです。以上です。

○委員長（日角 邦夫） 一通りお聞きしましたので、私から各会派の採決態度を確認いたします。まず市政クラブさんです。陳情第9号、第23号、全て項目はバツということでいいですね。民主・市民ネットさん。陳情9号、23号、全てマルと。公明党さん。9号、23号、項目全てバツと。日本共産党さん。陳情9号、23号、項目は全てマルと。

ここで、何か御発言ございますか。

○北原 普通委員 委員長ね、これにバツにしたから、子供たちに対する愛情、情熱がないというんでなく、これから、この子供たちに対して、絶大なる支援をしていかなきゃならない。だから、行政なり、国なりが、これから大きく、大きく公平にやはり力を入れていかなきゃないというのが頭にあつての上でございまして一つ御理解ください。

○委員長（日角 邦夫） はい。ほかに御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） ないようですので発言を終結し、これで、協議を終了いたします。ここで事務調整のため、再開のめどを14時として、暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後2時17分再開

○委員長（日角 邦夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号から第3号まで及び陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第2項から第4項までを、一括して採決いたします。各件は、採択することに御異議ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありますので、起立により採決いたします。

各件を、採択することに賛成の委員は、御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（日角 邦夫） 可否同数であります。したがって、委員会条例第15条の規定により、委員長において各件に対する可否を裁決いたします。

各件について、委員長は採択と裁決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採択と決定いたしました陳情については、願意妥当であるとの意見をつけ、会議規則第131条第2項の規定により、それぞれ市長そのほかの関係機関に送付し、並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
以上をもちまして、本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。
-

2 調査事件

(1) 地域包括ケアの推進について

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 議題宣告
 - ・ 本件については、先般、ジャパンケア函館昭和と、市立函館病院の地域医療連携室の2カ所を現地調査した。非常に参考となる大変有意義な調査であったと考えている。
 - ・ 本日の調査の進め方についてだが、これまでの調査を通じ、把握された課題や問題点、または参考となる先進地の取り組みなどについて、各委員から意見や考えなどを発言していただき、委員会として、当市の抱える課題や問題点を整理し、共通認識のもと、最終的なまとめに向けた協議を行ってきたいと考えているが、いかがか。(異議なし)
 - ・ なお、本件については、これまでの調査の概要について正副としてまとめたものを、先日、協議の参考としていただきたく、各委員にお配りした。
 - ・ これまでの調査を踏まえ、本市として地域包括ケアを推進するための意見、あるいはそのほかの課題など、各委員から発言願う。(なし)
 - ・ よろしいか。本件については、これまでの調査を踏まえ、後日、正副委員長で理事者への提言案を作成し、各委員に示した上で、次回以降の委員会において、最終的な取りまとめの協議に入っていきたいと考えるが、いかがか。(異議なし)
 - ・ 他に各委員から何か発言あるか。(なし)
 - ・ ないようなので、発言を終結する。
 - ・ 本件については、最終的な取りまとめの協議を行っていくため、閉会中継続調査事件とすることでよろしいか。(異議なし)
 - ・ お諮りする。閉会中継続調査とすることに決定した本件については、さきほどの理由をもって、議長に申し出たいと思うが、これに異議ないか。(異議なし)
 - ・ 議題終結宣告
-

(2) その他

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 議題宣告
- ・ 委員から何か発言あるか。

○板倉 一幸委員

- ・ 本委員会に新たに今度は、「子どもの権利が最優先にされる「子ども・子育て支援新制度」の実施

に向けた陳情」が出されているが、先ほど子ども・子育て支援新制度にかかわる条例の審査などでも、委員からいろいろ、私も含めて意見が出されたように、まだまだこれからこの子ども・子育て支援新制度にかかわって、委員会として調査すべき内容があると思うし、またこの後、事業計画なども出されてくるので、当委員会の調査事件として取り上げていただきたいと思うが、各委員の賛同をいただきたい。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ただいま板倉委員より、子ども・子育て支援新制度にかかわって調査事件にしたい旨の発言があった。
- ・ 本件にかかわっては、先ほどの付託事件審査において、関連議案の審査が行われたが、今後については、陳情審査の際も申し上げたが、市では国から示された基本指針や各種基準に基づき、子ども子育て支援事業計画や学童保育の標準モデルの策定作業を進めており、計画については年内に、標準モデルについては国の動向をみながら検討の上、それぞれ案が示される予定となっている。その点を踏まえ、本件の取り扱いについて協議をお願いします。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今の板倉委員の提案に対して私も賛同したいと思う。先ほど採択された陳情は2年前の陳情で、子ども・子育て支援新制度が新たに導入されて、その中で保育料がどうなっていくのか、学童保育所がどういうふうになっていくのかというのは、議案が提案されただけなので、不安な材料がたくさんあると思う。民生常任委員会として、そういう不安な材料、保育の質の低下をさせない方向で議論していかなければいけないと思うので、ぜひ調査事件にさせていただければと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほか、何か発言あるか。

○工藤 恵美委員

- ・ 私も賛成する。少子化対策にもつながるものと思われるので、子ども・子育てについて、これからいろいろ大きな目を向け、見つめていきたい、調査したいと思うので、賛成する。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ そのほか、何か発言あるか。

○北原 善通委員

- ・ 本当に子供が少ない。1人か2人である。だからもっとふえる方法を考えなくてはだめだ。今いる子供ではなくて、これから生ませるということを考えなければだめだ。これが一番大事だ。今いる子供にばかり力が入って、これから生ませようということに力が入っていない。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 委員会の所管事務調査については、政策立案や提言等を目的に行うことから、板倉委員に具体的な調査目的、調査方法等を提案してもらい、委員会として調査事件として取り扱うかどうか皆さんと協議させていただきたいと思う。板倉委員、提案をお願いします。

○板倉 一幸委員

- ・ 議案のときの審査でも、いろいろ皆さんから出されていたが、新制度によって函館の教育なり保育

の質の向上がどう図られていくのか、それから、少子化といったような、子育てしやすい社会をどうつくっていくのが大変重要になるので、新制度にかかわる市なり国から出されてくる基準も含めて、新制度にかかわる事業がどう子供にとってよりよいものになっていくのかということについて、皆さんで調査研究していくということにしたいと思う。具体的でなくて申し訳ない。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 板倉委員より提案をいただいた。本件の取り扱いについて、皆さんで協議を行う。
- ・ 調査事件名についてはどうか。（「子ども・子育て支援新制度に基づく・・・」、「子ども・子育て支援について」の声あり）「子ども・子育て支援について」調査か。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 大丈夫か、ちょっと大きすぎるのではないか。子ども・子育て支援新制度には、保育園、幼稚園、学童保育全て入るので、「新制度においての子ども・子育て支援について」というのはどうか。

○板倉 一幸委員

- ・ 「子ども・子育て支援新制度について」でいいのではないか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 「子ども・子育て支援新制度について」だけではだめだろう。子ども・子育て支援新制度についてだけで終わるならいいが、それが無理なら、「子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の充実について」にするか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 「保育水準を低下させないための子ども・子育て支援新制度について」はだめか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ それだと保育水準のことだけになる。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 保育というのは学童も含めた保育だが。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 幼稚園は保育とは使わない。教育だ。

○板倉 一幸委員

- ・ 「子ども・子育て支援について」で、あと項目を何にするかで、表題はそれでいい気がするが。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 「子ども・子育て支援制度について」。

○市戸 ゆたか委員

- ・ では、幼稚園、保育園、学童保育の3つについて挙げてもいいだろうか。そこまで具体的にしないとだめだったか。いいのではないか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 問題は、委員が同じ共通の認識に立っていればいいだけの話が気がする。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ よろしいか。新制度のことについて調べるのか、全般的な、それも含めて支援について調べるのか。

支援となるとやはり大きい。新制度に絞って調べるのか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 新制度に絞ったほうがいいでないか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 新制度に絞ってか。「子ども・子育て支援新制度について」ではだめなんだろう。それが無理なら、「子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援について」とか。

○板倉 一幸委員

- ・ そうだ。「子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援について」。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 「子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援について」、どうだろうか。
- ・ もう一度申し上げる。「子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援について」という、ちょっと言いやすい名前だが、これでよろしいか。（はい）
- ・ それでは、今板倉委員から出た「子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援について」ということで調査事件として取り扱うが、よろしいか。（はい）
- ・ それでは、本件については、閉会中継続調査事件とすることでよろしいか。（異議なし）

○市戸 ゆたか委員 委員長

- ・ その他でもう1件ある。
- ・ 陳情第47号も出ていて、生活保護適正化ホットラインの中止を求める陳情について、実態調査を私はすべきではないのかと思うが、皆さんの意見を聞きたいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 陳情第47号「息苦しい監視社会をもたらす「生活保護適正化ホットライン」の中止を求める陳情」について、市戸委員より提案があったが、いかがか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ もう少し意見を言わせてもらおうと、やはり不正受給は絶対に許してはいけないと私も思う。そういうことがあってはいけないと思うが、このホットラインにかかわり、不正受給していない方に対して、電話が入ってきたりなど人権侵害になるようないろいろな実態を聞いているので、函館市として本当にこのホットラインが必要なのかどうかということを判断するために調査すべきではないかと思う。調査してほしいと思うが、いかがか。

○小林 芳幸委員

- ・ 4月から始まった制度で、一般質問で答弁や質問もあったと思うので、もう少し様子を見てから調査してもいいと思う。

○板倉 一幸委員

- ・ 監視社会をもたらすと一義的に言っているのかどうか、あるいは人権侵害に当たるのかどうか、同時に不正受給対策といった役割を担っているということなどもあるから、小林委員からも話があったが、少し状況を見据えて、さらに必要があればもう一度委員会としてどうするかという話を提案されたらどうかと思う。

○工藤 恵美委員

- ・ 今まで生活保護の不正受給に関してはいろいろな議員が質疑しているし、うちの会派でもこのホットラインに関しては提案型であったので、ぜひともどういうふうにホットラインが活用されるのか見守っていきたいと思っている。調査となると個人情報にもつながるような気もするので、このまま見守りたいと思っている。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ただいま市戸委員から生活保護適正化ホットラインについての調査事件にして取り扱いたい旨の発言があった。
- ・ 生活保護適正化ホットラインについてであるが、市では、本年4月から生活保護適正化ホットラインを設置したところでもあり、対象情報についても、当初想定していた不正受給に関する情報から、生活保護全般に関する情報に拡大し、ホットラインを案内しているホームページの掲載場所も、「不正受給対策」のページから「適正実施と自立支援」のページに移行し、運用を見直している状況でもある。
- ・ 改めて皆さんに協議をお願いしたいと思う。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 先ほど小林委員が言われたように、まずは4月から始まったばかりだし、最初は不正受給の防止が主だったものが、適正実施をしていくと名称も変わり、そういう状況もあるので、私も1年なら1年、実態実際どうだったのかというまとめをした上で、調査をしていくかどうかをその時点で判断してもいい。今すぐには調査をすることなく、もう少し様子を見たほうがいいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 市戸委員にお伺いする。そのような意見が多いが。

○北原 善通委員

- ・ このホットラインは大事なことで、中止を求めるとするのは陳情にならない。

○工藤 恵美委員

- ・ 中止の採決しているのではなくて、それを調査したいという市戸委員の。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 皆さんの意見はもう少し様子を見てということだが。

○日本共産党（市戸 ゆたか委員）

- ・ こういう陳情が出されたことは、委員会としてもしっかり受けとめて、委員会での調査にはならないかもしれないが、本当に不正受給は絶対だめなことだが、それ以外の人権侵害にならないような取り組みとして私たちもアンテナを張って議会活動をしていきたいと思う。
- ・ 調査事件にならないのは残念だが、了解した。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ただいまの生活保護適正化ホットラインについての調査は、調査事件にはしないということで本件を終了したいと思う。
- ・ 先ほどの「子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援について」だが、お諮りする。

閉会中継続調査に決定した本件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思うが、いかがか。(異議なし)

- ・ 議題終結宣告
-

3 その他

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 議題宣告
- ・ 各委員から何か発言あるか。(なし)
- ・ 散開宣告

午後2時42分再開